## ご提出いただく書類について (平成26年3月以降の就労不能損害に係る賠償について)

	証明書類	
平成 23 年 3 月 11 日 時点のお勤め先情報 これまでにご提出いただいた書類は、再度お送りいただく必要はございません。	就労の事実を証 明する書類およ び雇用形態を証 明する書類	o お勤め先ごとに、弊社指定の就労状況証明書( 1) ( 2)をお送りください。
	失職されたこと を証明する書類	o 当社事故により失職されたお勤め先がある方は、お勤め先ごとに、以下の書類のうちいずれか1つをお送りください。     ·雇用保険受給資格者証 ・ねんきんネット「年金・雇用保険被保険者資格 記録照会」画面コピー( 3) 喪失確認通知書 ・ねんきん定期便( 3) ・雇用保険被保険者離職票・給与支払報告書(個人別明細書)( 4)  *上記書類から失職の事実が確認できない方は、弊社指定の退職状況証明書( 1)をお送りください。
事故がなければ 得られた収入 これまでにご提出い ただいた書類は、再 度お送りいただく必 要はございません。	o お勤め先ごとに、以下の書類のうち、いずれか1つをお送りください。 ・給与明細書(12ヶ月分) ・課税証明書(平成23年度(平成22年度))(5) ・源泉徴収票(平成23年度(平成22年度))	
実際に得た収入	o お勤め先ごとに、以下の書類のうち、いずれか 1 つをお送りください。 ・給与明細書( 6) ・弊社指定の就労状況証明書( 1) *対象となる期間に就労されていなかった方は、お送りいただく必要はございません。	
	o上記に加えて、以下のいずれか1つをお送りください。 ・ねんきんネット「年金記録照会」画面コピー( 6) ・ねんきん定期便( 6)	
通勤交通費増加額	o お勤め先ごとに、通勤交通費不支給証明書( 1)( 6)をお送りください。 * 対象となる期間に就労されていなかった方は、お送りいただく必要はございません。	

- 1 請求書類に同封されております「各種証明書類」より切り離して、お勤め先に記入をご依頼ください。
- 2 お勤め先が「避難等対象区域」外の場合は、必ずお送りください。
- 3 厚生年金に加入されていた方のみ、お送りいただけます。
- 4 役員の方のみ、お送りいただけます。
- 5 収入金額が記載されているものをお送りください。
- 6 ご請求対象期間の情報を確認できる書類をお送りください。